

○南空知公衆衛生組合規約

〔昭和 42 年 5 月 17 日〕  
〔地方第 542 号指令〕

改正 昭和 42 年 11 月 28 日空総務第 16 号 昭和 44 年 4 月 21 日空総務第 66 号  
昭和 49 年 10 月 30 日空振興第 247 号 平成 5 年 8 月 30 日空振興第 1220 号  
平成 9 年 2 月 25 日空振興第 2383 号 平成 19 年 3 月 27 日空地政第 5179 号  
平成 26 年 2 月 18 日空振興第 4101 号 令和 3 年 8 月 11 日空振興第 1989 号

（組合の名称）

**第 1 条** この組合は、南空知公衆衛生組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

**第 2 条** 組合は、長沼町、由仁町、南幌町（以下「3 町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

**第 3 条** 組合は、ごみの収集処理に関する事務を共同処理する。ただし、可燃ごみの焼却処理を除く

（組合の事務所の位置）

**第 4 条** 組合の事務所は、夕張郡長沼町東 5 線北 8 番地におく。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

**第 5 条** 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9 人とする。

2 組合議員は、3 町の議会において議員のうちから互選された者それぞれ 3 人とする。

3 組合議員が欠けた場合は、その町の議会において直ちに補欠の組合議員の互選をしなければならない。

（組合議員の任期）

**第 6 条** 組合議員の任期は、それぞれ町の議会議員の任期による。

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

**第 7 条** 組合に組合長 1 人、副組合長 2 人、事務管理者 1 人をおく。

2 組合長は、組合の事務所が所在する町の長をもってあてる。

3 副組合長は、組合長の属する町以外の関係町の長を持ってあてる。

4 事務管理者は、組合長の属する町の副町長をもってあてる。

（組合長、副組合長、事務管理者の任期）

**第8条** 組合長、副組合長、事務管理者の任期は、3町の長、副町長としての任期による。

（会計管理者）

**第8条の2** 組合に会計管理者1人をおく。

2 会計管理者は、組合長の属する町の会計管理者をもってあてる。

（組合長等の報酬）

**第9条** 組合長、副組合長、事務管理者には、報酬を支給しないものとする。

（補助職員）

**第10条** 組合に職員をおき、組合長がこれを任免する。

（監査委員）

**第11条** 組合に監査委員2人をおく。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（組合の経費の支弁方法）

**第12条** 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、3町の分賦金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 前項の3町に分賦金の分賦割合は、組合の議会の議決により定める。

（補則）

**第13条** この規約に定めるものを除くほか必要な事項は、組合の議会の議決により定める。

附 則

この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和42年11月28日空総務第16号）

この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和44年4月21日空総務第66号）

この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和49年10月30日空振興第247号）

この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

附 則（平成5年8月30日空振興第1220号）

この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 25 日空振興第 2383 号）

この規約は、北海道知事の許可を得て、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日空地政第 5179 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約による改正後の第 7 条第 3 項の規定により、事務管理者として選任されたものとみなす。

附 則（平成 26 年 2 月 18 日空地政第 4101 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、組合の共同処理に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 8 月 11 日空地政第 1989 号）

この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。